

議案第90号

飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について

飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票の記載事項に旧氏を加えられることに伴う改正

飛驒市印鑑条例の一部を改正する条例

飛驒市印鑑条例（平成16年飛驒市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第1項第1号中「氏名、氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項）」を「（令第30条の16第1項）」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第3号中「職業、資格その他氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第3号中「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）」を「（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）」に改める。

第11条第1項第1号中「氏名（）」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同項第4号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第14条第1項中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票

に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

飛騨市印鑑条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略</p> <p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市の</u>住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第4条 略</p> <p>(登録をすることができない印鑑)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が、次に掲げるものうちいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名 _____ _____若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名 _____若しくは通称の一部を組合せたもので表していないもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 職業、資格その他氏名 _____又は通称以外の事項を表している</p>	<p>第1条 略</p> <p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市が備える</u>住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第4条 略</p> <p>(登録をすることができない印鑑)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が、次に掲げるものうちいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（<u>令第30条の16第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組合せたもので表していないもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表している</p>

もの

(4)～(7) 略

2 略

(印鑑登録原票)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)～(2) 略

(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

(4)～(7) 略

(印鑑登録証明書)

第7条～第10条 略

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものにかかわるプリンターからの打出しを含む。）について市長が証明するものとし、合わせて次に掲げる事項を記載するものとする。

もの

(4)～(7) 略

2 略

(印鑑登録原票)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)～(2) 略

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

(4)～(7) 略

(印鑑登録証明書)

第7条～第10条 略

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものにかかわるプリンターからの打出しを含む。）について市長が証明するものとし、合わせて次に掲げる事項を記載するものとする。

飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票の記載事項に旧氏を加えられることに伴う改正

2 改正の内容

住民票の記載事項に旧氏が記載されることに併せて、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項にも旧氏を加えるもの。

3 施行日

令和元年11月5日